Partner's public relations magazine

2015年4月発行
Vol.12

パートナーズ 会報誌

価格0円（税込み）

平成27年度 税制改正ポイント

住宅取得資金等に係る贈与税の非課税措置等の拡大・延長
結婚 子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設
教育資金の一括贈与制度の延長・拡充
ふるさと納税制度の拡充等

税務コラム

相続人名義の預貯金は相続財産に該当

無料相談実施中！
税務関連なんでもご相談ください！

http://www.zei-partners.com

奉謝

確定申告では大変お世話になりました

ー社員一同ー

春陽の候、皆様におかれましては益々ご健勝のことお慶び申し上げます。

さて、去る3月16日、今年も確定申告を無事に終わらせることができました。お客様を含め、ご協力を頂いた方々へ、お礼申し上げます。ありがとうございました。

パートナーズでは、昨年の暮れから準備を初め、年が明けるとともに、確定申告の業務に取りかかります。そして、申告が終われば反省をし、翌年に備えます。この流れを毎年のように繰り返し、当社とお客様とのやり取りを、可能な限り円滑に進めるように体制を構築していきました。しかしながら、毎年、期限ギリギリになってしまったり、お客様へのご報告が遅くなったりと、残念ながら未だに完全な体制を作るには至っておりません。また、今年はパートナーズ4拠点での体制2年目でした。元々は岡山の事務所で全てのやり取りをさせて頂いておりましたが、各地域の皆様には、最寄りの事務所にて担当させて頂きました。その際に、申告の細かい部分の引き継ぎ等が、完璧に取れていないケースもありました。この点は反省をするところです。

前年もそうでしたが1年後はすぐにやってきます。来年の確定申告においても今年1年間、社内の管理体制を含めて、今よりもさらにレベルアップができるように精進して参ります。

最後に、あらためまして今回の確定申告をご依頼頂きましたお客様には、お礼を申し上げたいと思います。誠にありがとうございました。

岡山本部事務所
税理士　川本 洋

桜花爛漫の候、皆様におかれましては益々ご健勝のことお慶び申し上げます。

さて、去る3月、確定申告が終わり除々に春の気配が濃くなってきました。確定申告時期にはご協力頂きました方々へ、あらためて御礼申し上げます。ありがとうございました。

また、資料のお預かりから計算結果のご報告までにお時間を頂いてしまうこともありました。今年の確定申告で経験した反省点を日々の業務でも活かし改善し、お客様にはよりストレスなく安心してご依頼頂ける事務所にして参りますので今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

松山事務所
税理士　柳井 崇延

今年も確定申告が無事完了いたしました。期間中、皆様におかれましては資料のお願い、記帳質問対応等、誠にありがとうございました。また、例年同様、資料のお預かりから申告のご報告まで、お時間を頂きましたことを、この場をお借りしましてお詫び申し上げます。

さて、去る3月18日に恒例の確定申告改善会議を岡山本部事務所にて行いました。今年も品質向上についての改善点が多数確認されました。

来る平成27年分所得税確定申告に向けた仕組みづくり、体制作りに取り組みたいと思います。

山陰事務所
税理士　川原 康寛

お世話になっております。税理士法人パートナーズ広島事務所の中谷でございます。

広島事務所での2度目の確定申告が終了しました。前年から引き続きご依頼いただいたお客様や、今回はじめてご依頼いただいたお客様には、資料収集等でいろいろとご協力いただきまして、本当にありがとうございました。

確定申告は終わりましたが、申告作業の中で気付いた点や皆様にご提案できること等、これから積極的に発信していければと思っております。

今後とも税理士法人パートナーズをよろしくお願い申し上げます。

広島事務所
公認会計士・税理士
中谷 有希

本年もありがとうございました

来年度もよろしくお願い申し上げます

平成27年度 税制改正のポイント

※平成27年度税制改正の一部を掲載

【個人所得税】
- 医療用機器等の特別償却制度の延長・縮減
- ふるさと納税制度の拡充等
- NISA（少額投資非課税制度）の拡充

Pick Up

【資産税】
- 特定資産の買換え特例（9号）の延長・縮減
- 結婚・出産・子育て資金贈与非課税制度の創設
- 事業承継税制の拡充

Pick Up

【法人税・法人事業税・法人住民税】
- 法人税率の引下げと軽減税率の特例の延長
- 欠損金の繰越し控除制度の見直し
- 受取配当益金不算入制度の見直し
- 外形標準課税制度の計算方法の見直し
- 研究開発税制の見直し
- 地方拠点強化税制
- その他（グリーン投資減税、所得拡大促進税制、中小商業サービス活性化税制、生産等設備投資促進税制）
- 外形標準課税の見直し
- 均等割の「資本金等の額」基準の見直し

【住宅・土地税制】
- 住宅取得資金贈与非課税制度等の延長・拡充
- 住宅ローン減税等の延長

Pick Up

贈与税

住宅取得資金等に係る贈与税の非課税措置等の拡大・延長

改正の概要

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の**贈与税の非課税限度額が拡大**され、適用期間が**平成31年6月30日まで延長**されます。

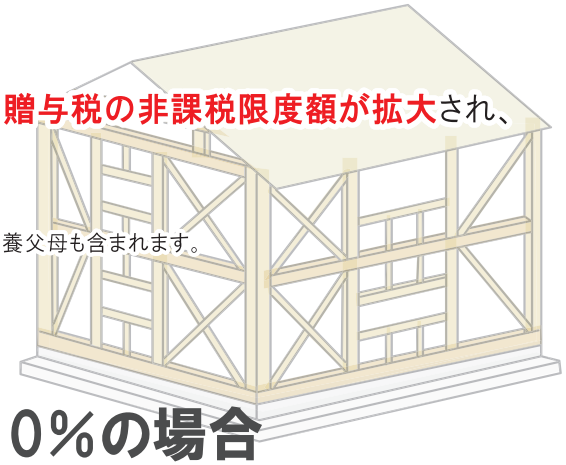

※直系尊属【ちょっけいそんぞく】
父母・祖父母など自分より前の世代で、直通する系統の親族のことです。また、養父母も含まれます。
叔父・叔母、配偶者の父母・祖父母は含まれません。

非課税限度額の流れ

1）対価等の額に含まれる消費税等の税率が10％の場合

住宅用家屋の取得等の契約締結年月	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
良質な住宅用家屋※1			3,000万円	1,500万円	1,200万円
上記以外の住宅用家屋			2,500万円	1,000万円	700万円

10月　10月　10月　6月

※1良質な住宅用家屋
省エネルギー対策等級4または耐震等級2以上もしくは免震建築物に該当する住宅用家屋をいう

2）対価等の額に含まれる消費税等の税率が10％でない場合

住宅用家屋の取得等の契約締結年月	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
良質な住宅用家屋※1	1,500万円	1,200万円		1,000万円	800万円
上記以外の住宅用家屋	1,000万円	700万円		500万円	300万円

10月　10月　6月

注意：消費税率のイメージ

平成29年4月以後の引渡は新税率（10％）が適用されます。しかし、平成28年9月末までに請負契約を締結すれば引き渡しが平成29年4月を過ぎても旧税率（8％）が適用されます。

内容については「平成27年度税制改正大綱」（平成26年12月30日：自由民主党・公明党公表）に基づき、情報の提供を目的として、抜粋、紹介しています。そのため、今後国会に提出される予定の当該法案等において、記載した内容とは異なる内容が制定される場合もあります。

資産税

平成27年度 税制改正のポイント

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

改正の概要

子や孫に対する結婚・子育て資金の**一括贈与が非課税**となります。

要 件

贈与者	受贈者の直系尊属（父母や祖父母）
受贈者	20歳以上50歳未満の者（子や孫）
贈与財産	結婚・子育て資金の支払に充てるための金銭等
贈与手段	金銭等を金融機関に信託等すること
申　告	受贈者は金融機関を経由し非課税申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない
払出しの確認等	受贈者は結婚・子育て資金の支払に充当したことを証する書類を金融機関に提出しなければならない
限度額	受贈者1人につき1，000万円（結婚に際して支出する費用については300万円が限度）

事由別の結婚・子育て資金の残額の取扱い

事　由		残額の取扱い
終了事由	受贈者が50歳に達した場合	事由該当日に当該残額の贈与があったものとして受贈者に贈与税を課税する
	信託財産等の価額がゼロとなり終了の合意があったとき	
	受贈者が死亡した場合	残額について贈与税を課さない
期間中に贈与者が死亡した場合		残額について当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算する （当該残額に対応する相続税額については2割加算の対象外）

平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に支払われたものについて適用されます

内容については「平成27年度税制改正大綱」（平成26年12月30日：自由民主党・公明党公表）に基づき、情報の提供を目的として、抜粋、紹介しています。そのため、今後国会に提出される予定の当該法案等において、記載した内容とは異なる内容が制定される場合もあります。

平成27年度 税制改正のポイント
教育資金の一括贈与制度の延長・拡充

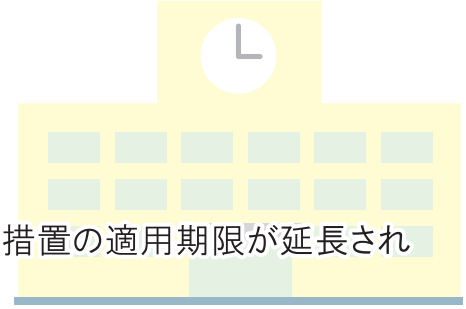

改正の概要

子や孫に対する教育資金の一括贈与に係る非課税措置の適用期限が延長され教育資金の範囲が拡充されます。

要 件

受贈者	30歳未満の直系卑属（子や孫）
教育資金の範囲	【学校等に対して直接支払われる金銭】 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費又は入学（園）試験の検定料など、または学用品費、修学旅行費、学校給食費など学校等における教育に伴って必要な費用など 【学校等以外に対して直接支払われる金銭】 （指導を行う者に直接支払われるもの） 教育（学習塾、そろばんなど）に関する役務の提供の対価や施設の使用料や、スポーツ又は文化芸術に関する活動、その他教養の向上のための活動に係る指導への対価など 学習塾やスポーツなどで使用する物品の購入金銭 **拡充 通学定期券代、留学渡航費等の金銭**
贈与手段	金銭等を銀行や信託会社などの金融機関に信託等する事
限度額	1，500万円 （学校等以外の者に支払われる金銭については、500万円が限度）
適用期限	**平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間の贈与** ↓ **延長 平成31年3月31日まで延長**
提出書類	教育資金の支払に充てた金銭に係る領収書等を取扱い金融機関の営業所等に提出する ↓ **拡充 平成28年1月1日以後に提出する書類について、領収書等に記載された金額が1万円以下で、その年の合計支払金額が24万円に達するまでの少額なものに関しては領収書等に代えて、支払先、支払金額等の明細書を提出することができる。**

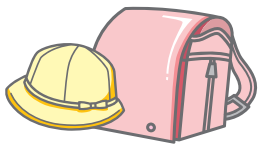

内容については「平成27年度税制改正大綱」（平成26年12月30日：自由民主党・公明党公表）に基づき、情報の提供を目的として、抜粋、紹介しています。そのため、今後国会に提出される予定の当該法案等において、記載した内容とは異なる内容が制定される場合もあります。

個人所得税

平成27年度 税制改正のポイント ふるさと納税制度の拡充等

ふるさと納税制度とは？

任意の都道府県・市町村など、地方自治体に寄付することにより、寄付した額のほぼ全額が税額控除される日本国内の個人住民税の制度です。
「ふるさと寄附金」とも呼ばれています。

改正の概要　特例控除額の控除限度額を、いまの個人住民税所得割額の**1割から2割（2倍）に引き上げられます。**

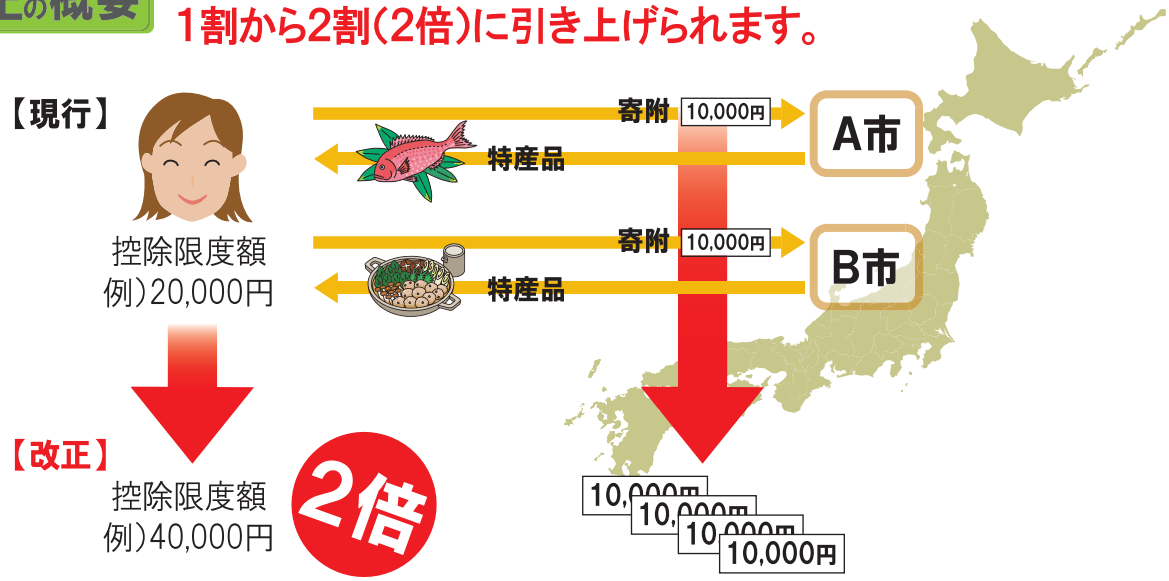

平成27年1月1日から12月31日

内容については「平成27年度税制改正大綱」（平成26年12月30日：自由民主党・公明党公表）に基づき、情報の提供を目的として抜粋、紹介しています。そのため、今後国会に提出される予定の当該法案等において、記載した内容とは異なる内容が制定される場合もあります。

税務コラム

相続人名義の預貯金は相続財産に該当

相続税の調査で非違が見つかる申告漏れ財産の価額のうち約3～4割は「現金・預貯金等」であり、中でも、被相続人等が管理・運用等していた相続人名義の預貯金が相続財産に該当するか否かが問題になるケースが多いようだ。

この点、相続税法や通達において、その判定基準や要件は規定されていない。そのため、実務上は、過去の判決で示されたように、預貯金口座の購入原資の出捐者（しゅつえんしゃ）や口座開設の意思決定・手続を行った者、預貯金口座の管理及び運用の状況（通帳や証書、印鑑の保管場所等）、贈与契約書の有無などを総合考慮して判定されている。

この度、相続人名義の預貯金について被相続人と相続人の間で生前贈与する旨の贈与契約が成立していたか否かを巡り争われた事件で、東京地方裁判所は4月25日、生前贈与した事実は認められず、相続人名義の預貯金は被相続人の財産に帰属するとして、原告の主張を棄却する旨の判断を行った（平成25年（行ウ）第104号・係属中）。

本件は、申告した相続税に係る相続財産のうち原告名義の預貯金については生前贈与を受けたものであるとして更正の請求を行ったところ、税務当局が更正をすべき理由がない旨の通知処分を行ったことで争われたもの。

争点は、被相続人と原告との間で、原告名義の預貯金について、生前に贈与する旨の贈与契約が成立していたか否かである。

東京地裁は、原告名義の預貯金口座は、いずれも、被相続人が自らの財産を原資として開設したこと、被相続人は、原告名義の預貯金口座に係る一部の解約金を自己の口座に入金し、その資金を土地の購入資金に充て被相続人名義で土地を取得したこと、預貯金に係る証書を自ら保管していたことなどの認定事実に加え、預貯金を贈与する旨の書面が作成されていないことを指摘。被相続人は、相続対策として、毎年、贈与税の非課税限度額内で、原告ら親族の名義で預貯金の預入れを行っていたものの、預貯金の証書は自ら保管して原告らに交付せず、被相続人自身に具体的な資金需要が生じた際に、必要に応じてこれを解約し、被相続人 自ら使用することを予定していたというべきであるとした。

よって、被相続人は、預貯金口座の開設時やその後の預入れ当時、その預入金額を原告らに贈与するという確定的な意思があったとまでは認められないとし、被相続人の相続財産に該当すると判断した。

提供：税務研究会・税研情報センター

平成27年1月1日よりパートナーズのメールアドレスが変わっています

平成27年1月1日よりパートナーズのメールアドレスが変更になりました。お客様との伝達事項の不備をなくすためにも、新しいアドレスに送付頂きますよう、再度、よろしくお願いいたします。

変更前　partners@zpost.plala.or.jp

▼

変更後　office@zei-partners.co.jp

お知らせ

電子納税 "e-Tax"に使用する暗証番号の期限は3年です。

e-Taxは自宅や職場などでインターネットから、税務署への申告や申告内容等を閲覧できるシステムです。2004年6月から運用がスタートして、近年では利用者も増えてきました。

e-Taxを利用する際には「暗証番号」が必要です。この暗証番号ですが、実は同じ番号は3年間しか使うことができません。e-Taxのサイトから、暗証番号の有効期限を確認していただくことをオススメします。

http://www.e-tax.nta.go.jp/

これ一冊で現金贈与のすべてがわかる

贈与税の手引き

税理士法人パートナーズでは現金贈与の申告の仕組みについて、誰でも簡単にわかる「贈与税の手引き」を作成しています。

現金贈与の注意点や仕組み・計算方法などわかりやすく解説し、各年度ごとの申告書や書類一式を同封できるファイルにてご提供します。紛失などのトラブルも避けられます。一家に一冊、是非どうぞ！

10,000円
税別

現金贈与の仕組みを1冊にまとめました。簡単に解説しているので、便利な1冊に仕上がっています！オススメです！

税理士：砂原 洋一

資産家向け

Partners Membership　Partners Membership　Partners Membership　Partners

パートナーズ会員募集

年会費・入会費 無料

税理士法人パートナーズではただいま資産家向けの会員を募集しています。ご入会の方はパートナーズからの会報誌や税制改正などの情報をご提供、また電話無料相談にも応じます！年会費・入会費は無料！普段なかなか聞けない相続や贈与などの税務関連情報はもちろん、知っていて得するミニ情報までご提供します！

特典① 会報誌の発行

資産家向けの情報をお送りします。税理士事務所だからこそお伝えできる情報や意外と知られていない重要なものや知っていて得するもの、また資産家の方への相続・贈与関連の情報も掲載してお届けします。

◆会報誌は不定期での発行となります

特典② 無料相談

一般的な税務のご相談を承ります。税務関連はもちろん、事務改善やコスト削減、売上アップや経営計画書の作成に関して幅広くお応えします。

◆無料相談は一般的な内容となります◆個別具体的な内容や書面を作成するものに関しては費用をいただきます
◆当社からの訪問でのご相談は交通費をいただきます

特典③ 税制改正・判決事例の提供

よく変わる税法のポイントを改正ごとにご提供します。また過去の判決事例もお届けします。若干専門的なものとなりますが、知っていなければならないポイントや知っておいて得するポイントが必ずあります。

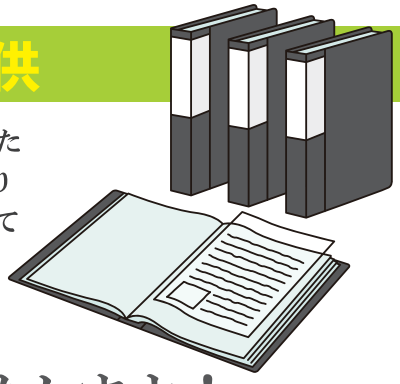

■特典は事前の連絡なく変更することがありますので予めご了承ください■

会員の皆様の周りの方にも情報提供いたします！

会員の輪を広げよう！

ご入会だけでこちらのパートナーズ会報誌を送付いたします。もちろん入会費、年会費無料
皆様の周りで税務のことにご興味がある方がいらっしゃいましたら、是非入会を！

For a Partner

税理士法人パートナーズ

[岡山本部事務所] 岡山県岡山市北区下中野1222-9　TEL/FAX　086-246-4446/086-246-4406
[山陰事務所] 鳥取県米子市加茂町2-204　米子商工会議所会館2階　TEL/FAX　0859-21-5169/0859-21-5179
[松山事務所] 愛媛県松山市東本2丁目1-13-102　TEL/FAX　089-948-9441/089-948-9442
[広島事務所] 広島県広島市中区基町5-44　広島商工会議所ビルディング7F　TEL/FAX　082-962-8885/082-962-8886